

2023年度（令和5年度）

P T A 定期総会 資料



総会資料目次

- 表紙/資料目次
- 表紙裏/会長あいさつ/学校長あいさつ
- 第1号議案「P T A会則及び規定並びに組織図改正案に関する件」 1
- 第2号議案「2022年度（令和4年度）活動報告に関する件」 7
- 第3号議案「2022年度（令和4年度）決算報告に関する件」 9
- 第4号議案「2022年度（令和4年度）監査報告に関する件」 11
- 第5号議案「2023年度（令和5年度）役員選任に関する件」 12
- 第6号議案「2023年度（令和5年度）行事計画案に関する件」 13
- 第7号議案「2023年度（令和5年度）会計予算案に関する件」 14
- 福山市立西小学校P T A組織図／地域部組織図 15
- 福山市立西小学校P T A会則・規定

『PTA会長あいさつ』

西小学校PTA会員の皆さまへ

日頃からPTAの活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

2018年度の会則変更による組織改革から学年が一巡し、2023年度は完成年度を迎えます。第一号議案ではコロナ禍の活動を経て、リモートと書面そして対面による本部役員会・理事会にて議論されてきたPTA活動の在り方についての提案を行います。この提案は2018年度の会則変更からのPTA活動とコロナ禍の3年間に対する覚悟の提案です。良い物にしたいと思しますので率直な御意見を宜しくお願い致します。

2022年度のPTA活動ですが、感染予防のために会員の皆さまとお顔を合わせる機会もほとんどないまま事業を終えました。このような状況となってしまったことは非常に残念でなりません。少しずつ制限が段階的に解除されつつある状況ではありますが、新体制の下、2023年度のPTA活動が無事に行われることをお祈りしております。

最後に、福山市立西小学校の児童並びに教職員の皆さまとPTA関係者の皆さまのこれからのご活躍とご健康を祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

2023年（令和5年）4月

2022年度福山市立西小学校PTA統括会長
山田 浩之

日頃より西小学校PTA活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

地域と学校と保護者が手を取り合い西学区の子ども達を育む活動に関わることで、子ども達の喜ぶ笑顔にたくさん触れることができ、大変幸せな時間を過ごすことができました。ありがとうございました。

我が家の子ども達が巣立ったこれからは、地域の目として西小学校の子ども達を見守っていきたいと思います。

西小学校の更なる発展と皆さまのご多幸をご祈念いたしますとともに、これまでお力添えを賜りました皆さま方のご協力を深く感謝を申しあげ、退任の挨拶とさせていただきます。

2023年（令和5年）4月

2022年度福山市立西小学校PTA渉外会長
松下 昌美

『学校長あいさつ』

吹く風も柔らかな季節となりました。保護者の皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、西小学校は、全校児童389名、教職員35名（給食業務の3名は明王台小学校で兼務）でスタートいたしました。新型コロナウイルス感染症による制限も緩和され、4年ぶりに全校が体育館に集まり、揃って就任式・始業式を行うことができました。みんなで歌う校歌が、元気よく体育館に響き渡りました。入学式は、5・6年生が代表として参加しました。また、保護者の皆様にご列席いただき、ご来賓の皆様もお迎えして行うことができました。

制限の緩和により、子ども達の学びは、さらに広がっていくと思います。運動場につきましては、新校舎建設中のため狭いままですが、スポーツエイトも工夫して実施していこうと考えております。安心・安全な学校生活を送ることができるよう、子ども達と共に話し合いながら、遊びや学びを進めていきます。3学期には、いよいよ新校舎が完成する予定です。移転作業を行ってまいりますので、お忙しいとは存じますが、子ども達の為にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

本校の学校教育目標である「主体的に学ぶ児童の育成～自由な発想で考える、表現方法を工夫する、繰り返し挑戦する、やさしい気持ちで相手をおもう～」に向け、教職員が一丸となり、子ども達と共に学びを創造し、子ども達と共にチャレンジしてまいります。

今後とも、本校の教育活動の推進に、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年（令和5年）4月

西小学校 校長 作田 由起子

第1号議案 P T A会則及び規定並びに組織図改正案に関する件

P T A会則及び規定改正について、2 0 2 2年度理事会にて検討して参りました。組織図は会則改正案に合わせた内容に変更しております。

【改正の趣旨と理由】

A. 役員について（2 0 2 3年度の活動に係る改正案）

西小学校は2 0 2 4年度に1 5 0周年を迎えます。

時代の変化に適応したP T A活動のあり方を検討していく中で、本部役員の個々の役割についても見直していく必要があると感じており、役割毎の活動差を是正していくことは活動を円滑にすることに繋がると考えます。

今議案では、幹事を廃止し副会長を充実させる形に変更しております。また、会長・副会長・書記に与えられる個人情報に係る一部の権限は、幹事を廃止することにより多くの本部役員に権限が認められることとなるため、本部役員の個々の負担を軽くすることに繋がると考えております。

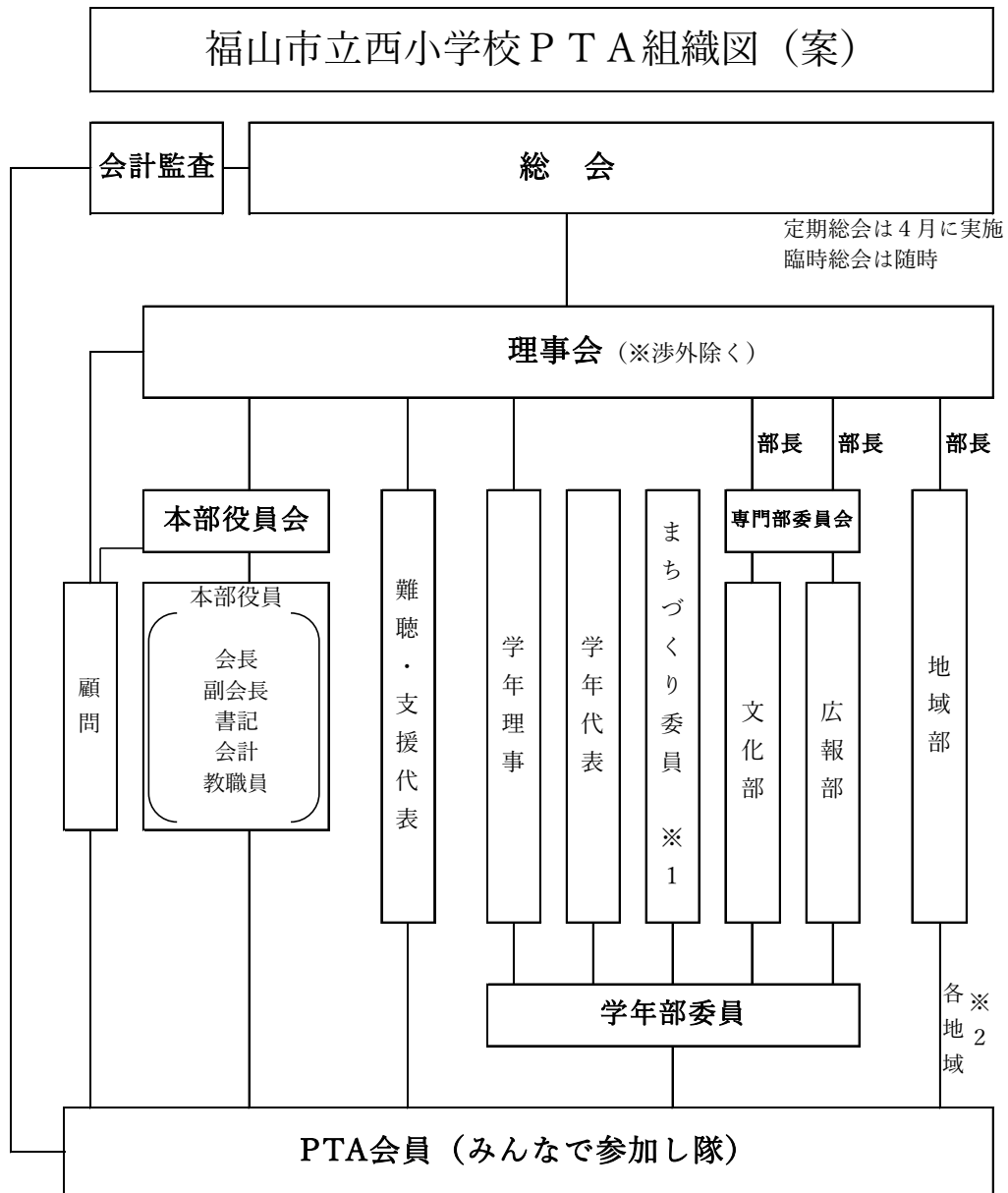
そのため、2 0 2 3年度より幹事を廃止した新体制での運営を望みます。

福山市立西小学校P T A会則改正（案）

	新	旧
第6章 役員	<p>第1 2条 この会は次の役員をおきます。</p> <p>本部役員 会長 2名(統括1名、渉外担当会長1名) 副会長 6名 書記 1名 書記補佐 1名 会計 2名(内1名は教頭とする) 会計補佐 1名 教職員代表 1名 幹事 若干名</p>	<p>第1 2条 この会は次の役員をおきます。</p> <p>本部役員 会長 2名(統括1名、渉外担当会長1名) 副会長 4名 書記 1名 書記補佐 1名 会計 2名(内1名は教頭とする) 会計補佐 1名 教職員代表 1名 幹事 若干名</p>
	<p>第1 5条 役員は次の任務にあたります。</p> <p>2. 副会長6名は、会長補佐(5名)、渉外、理事会運営に分かれて任務にあたります。 副会長(会長補佐)は、会長(統括)(渉外担当会長)を補佐し活動します。また、理事会の司会及び書類確認、この会の会務の記録等行い運営を助けます。 副会長(渉外)は、福山市 P T A 連合会からの要請に対応します。また、会長(渉外担当会長)と連携し活動します。 副会長(理事会運営)は、理事会の司会、書類の確認等を行います。</p> <p>5. 幹事は、この会の会務の記録や、この会の運営を助けます。</p>	<p>第1 5条 役員は次の任務にあたります。</p> <p>2. 副会長4名は、会長補佐(2名)、渉外、理事会運営に分かれて任務にあたります。 副会長(会長補佐)は、会長(統括)(渉外担当会長)を補佐し活動します。 副会長(渉外)は、福山市 P T A 連合会からの要請に対応します。 副会長(理事会運営)は、理事会の司会、書類の確認等を行います。</p> <p>5. 幹事は、この会の会務の記録や、この会の運営を助けます。</p>

第10章 会合	第25条 理事会	第25条 理事会
	2. 理事会は、会長（統括）・副会長・書記・書記補佐・会計・会計補佐・幹事・学年理事・各専門部長・難聴学級代表・支援学級代表・校長・教頭・教職員代表をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として、次のことを行います。※会長（渉外担当会長）を除く	2. 理事会は、会長（統括）・副会長・書記・書記補佐・会計・会計補佐・幹事・学年理事・各専門部長・難聴学級代表・支援学級代表・校長・教頭・教職員代表をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として、次のことを行います。※会長（渉外担当会長）を除く

※渉外とは…外部と連絡・交渉すること。西小学校では、外部団体の担当者という意味で使用します。



※1 まちづくり委員・・・西学区まちづくり推進委員会への出向委員
(健康づくり部会、環境部会、安全部会、文化部会、総務部会)

※2 地域部委員・・・各地域について組織図参照

B. 学年部委員の定数並びに名称の変更について（2024年度の活動に係る改正案）

2017年度にPTA会則の大幅な改正を行い、クラス単位での委員選出から学年単位での委員選出となりました。現在学年部委員は各学年8名で運営しております。

年々児童数が減少しており、また多様化する価値観の中でPTA活動も時代の変化に適応していく必要があると感じ、少しずつ会則及び規定の改正を行って参りましたが、今後もPTA活動を継続していくためには、活動を取捨選択しスリム化するべきだと考えております。

今議案では、学年理事と学年代表委員を統合し、学年代表委員が理事会の理事となります。また、2つの専門部会（文化部会と広報部会）の活動を統合し、新たに総務部会を発足いたします。委員の総数は削減しますが、活動の母体でもある『みんなで参加し隊』の活用を定番化していくことで、各委員の負担を減らすことに繋がると考えております。

福山市立西小学校PTA会則改正（案）

	新	旧
第8章 委員	<p>第17条 この会は次の委員をおきます。</p> <p>1. 学年部委員 学年理事——各学年1名 <u>学年代表委員 各学年2名</u> まちづくり委員 各学年1名</p> <p>専門部委員 <u>総務部委員 各学年2名、教職員より2名</u></p>	<p>第17条 この会は次の委員をおきます。</p> <p>1. 学年部委員 学年理事 各学年1名 学年代表委員 各学年2名 まちづくり委員 各学年1名</p> <p>専門部委員 文化部委員 各学年2名、教職員より1名 広報部委員 各学年2名、教職員より1名</p>
	<p>第19条 委員は次の任務にあたります。</p> <p>1. 学年部委員、<u>総務部</u>委員、教職員代表は、この会の企画運営にあたります。</p> <p>2. 学年代表委員は<u>理事として理事会に出席し</u>、行事の企画・運営の代表者として他の委員や係のまとめ役をします。</p> <p>3. まちづくり委員は、西学区まちづくり推進委員会への出向委員となります。各部会（健康づくり部会・環境部会・安全部会・文化部会・総務部会）に所属し、活動することを主な仕事とします。</p> <p>4. <u>総務部</u>委員は、<u>総務部</u>会に所属し、活動することを主な仕事とします。</p> <p>5. 学年理事及び難聴学級代表・支援学級代表は<u>理事として理事会に出席し</u>、学年部及び難聴学級・支援学級との情報伝達を行います。</p>	<p>第19条 委員は次の任務にあたります。</p> <p>1. 学年部委員、専門部委員、教職員代表は、この会の企画運営にあたります。</p> <p>2. 学年理事及び難聴学級代表・支援学級代表は理事会に出席し、学年部及び難聴学級・支援学級との情報伝達を主な仕事とします。</p> <p>3. 学年代表委員は行事の企画・運営の代表者として他の委員や係のまとめ役をします。</p> <p>4. まちづくり委員は、西学区まちづくり推進委員会への出向委員となります。各部会（健康づくり部会・環境部会・安全部会・文化部会・総務部会）に所属し、活動することを主な仕事とします。</p> <p>5. 専門部委員は、各部会（文化部・広報部）に所属し、活動することを主な仕事とします。</p>

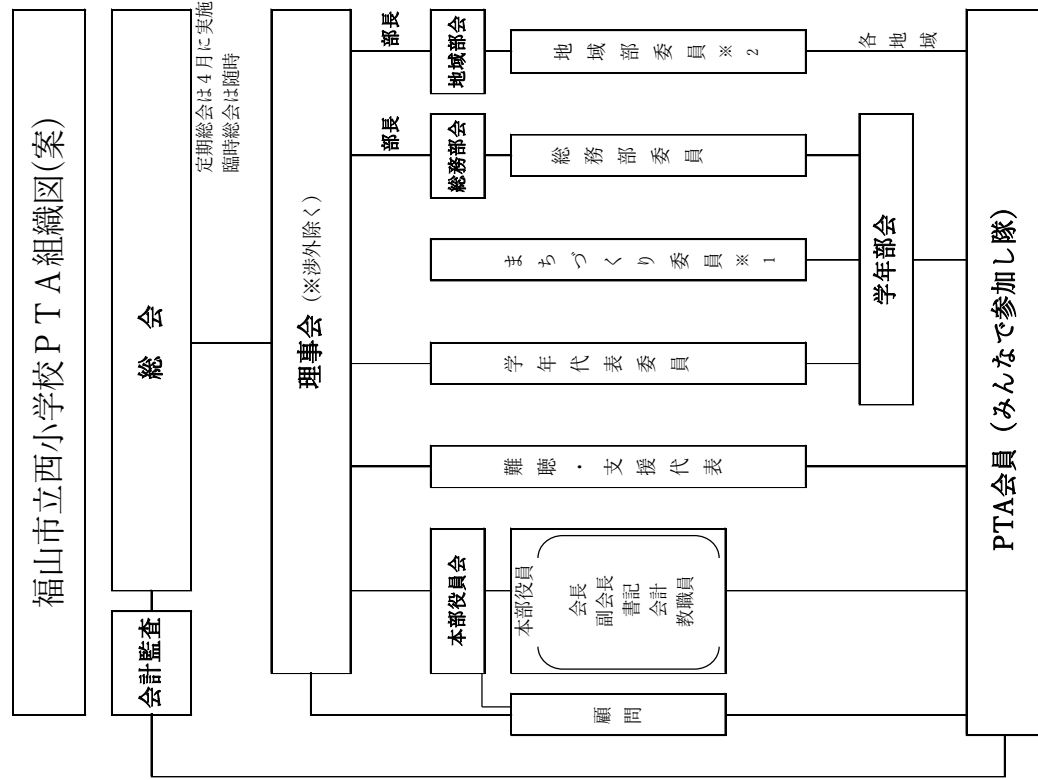
第10章 会 合	第23条 この会は総会、理事会、本部役員会、学年部会、 <u>総務部</u> 会、地域部会、特別委員会を設けます。	第23条 この会は総会、理事会、本部役員会、学年部会、 <u>専門部</u> 会、地域部会、特別委員会を設けます。
	第25条 理事会 2. 理事会は、会長（統括）・副会長・書記・書記補佐・会計・会計補佐・幹事・ <u>学年代表委員</u> ・ <u>総務部</u> 部長・地域部部長・難聴学級代表・支援学級代表・校長・教頭・教職員代表をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として、次のことを行います。※会長（渉外担当会長）を除く	第25条 理事会 2. 理事会は、会長（統括）・副会長・書記・書記補佐・会計・会計補佐・幹事・学年理事・各専門部長・難聴学級代表・支援学級代表・校長・教頭・教職員代表をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として、次のことを行います。※会長（渉外担当会長）を除く
	第28条 <u>総務部</u> 会 1. 各部長は、必要に応じて部会を開き活動することができます。 2. <u>総務部</u> 会は、会員相互の教養を高め、親睦をはかります。また、児童の福利厚生を増進し、学校保健等が十分な効果をあげるようにつとめます。 3. 広報部会は、P T A 活動推進のための各種の広報活動を行います。	第28条 <u>専門部</u> 会 1. 各部長は、必要に応じて部会を開き活動することができます。 2. 文化部会は、会員相互の教養を高め、親睦をはかります。また、児童の福利厚生を増進し、学校保健等が十分な効果をあげるようにつとめます。 3. 広報部会は、P T A 活動推進のための各種の広報活動を行います。

福山市立西小学校 P T A 委員選任に関する規定改正（案）

新	旧
<p>■学年部委員</p> <p>II. 立候補を募り各学年より <u>5名</u>選出します。</p> <p>VI. <u>総務部</u>の部長・副部長は委員の中から互選します。その際、他の役員・地域部との兼任者は選出から除外されます。</p>	<p>■学年部委員</p> <p>II. 立候補を募り各学年より 8名選出します。</p> <p>VI. <u>専門部</u>の部長・副部長は委員の中から互選します。その際、他の役員・地域部との兼任者は選出から除外されます。</p>

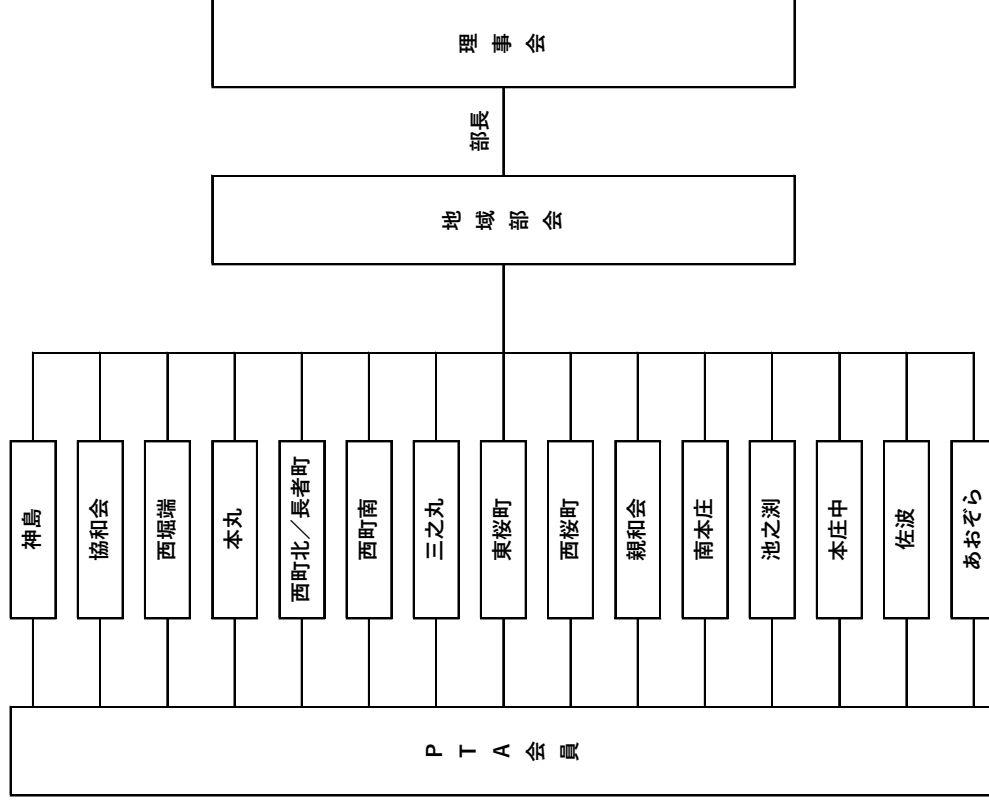
福山市立西小学校 P T A 組織図(案)

福山市立西小学校 P T A / 地域部組織図 (案)



※ 1 まちづくり委員・・・西学区まちづくり推進委員会への出向委員
(健康づくり部会、環境部会、安全部会、文化部会、総務部会)

※ 2 地域部委員・・・各地域について組織図参照



※地域部委員 各 1 名/補佐 各 1 名 各地域より選出します。
選出された委員の中から、部長を選定します。
地域部長は、理事会の理事となります。

C. 本部役員の選出学年の変更について（2024年度の活動に係る改正案）

2017年度のPTA会則の改正により本部役員の選出方法が変更され、それまでの有志による活動から学年ごとに人数を設けた選出となりました。（新2年生・新5年生より各2名、新3年生・新4年生より各1名を選出し、新1年生・新6年生からの選出はなし）また、本部役員の任期は2年、半数入替制を採用しております。

本部役員は、定期総会にて新役員が承認されることにより前年度役員が解任となるため、4月下旬に開催される定期総会まで活動が続きます。引き継ぎ等を考慮し、任期中に6年となる学年（新5年生）を省くように選出することで、卒業した後も活動する事態を防ぐことが可能となり、スムーズな運営となると考えます。

今議案では、新2年生・新3年生・新4年生より各2名の選出に変更しており、同学年の選出が複数名となれば、知り合い同士での立候補も可能となり活動しやすくなると考えます。

福山市立西小学校PTA 役員選任に関する規定改正（案）

新	旧
II. <u>新2年生、新3年生、新4年生から各2名選出します。</u>	II. 新2年生と新5年生からは各2名を選出、新3年生、新4年生からは各1名選出します。

※会則の変更に関する補足資料を別途作成しております。ご参照ください。

『子どもたちの未来のために』
皆さまのご協力は不可欠です。
活動の取捨選択をして、
無理のない活動へ変化させています。



第2号議案 2022年度（令和4年度）西小学校 PTA 活動報告に関する件

	PTA活動	理事会	地域部	文化部	広報部	学年部	まちづくり委員	
4月	入学式(7)		年間活動内容の確認(16) ピンクベスト配付(25) 「こども110番の家」へ訪問・挨拶			全学年 PTC 活動無し		
5月	PTA定期総会 書面決議(審議19)							
6月			部長・副部长選出(16)	部長・副部长選出(16)	副部长選出(16)		全市一斉清掃(5→中止) 文化部会(22)	
7月		第1回(14)			部長選出(7) 市P連「新聞づくり講座」参加(22)			
8月	西学区盆踊り大会(7→中止)						文化部会/西学区盆踊り大会(7→中止) 安全部会/交通安全教室(27)	
9月		第2回(29→中止)	「こども110番の家」「コンビニエンスストア」の調査(5) 「地域安全マップ作り」参加(24)	第1回部会(16)			ばら剪定講習会(3) 健康づくり部会/講習会(6) 環境研修会「食品ロスからSDGsを考える」(7) 安全部会/地域安全マップ作り(24)	
10月							環境部会/講習会(1) 全市一斉清掃・講演会(23)	
11月	市内一斉あいさつ運動(1) 西学区ふれあいミニフェスタ(13) 市P連親善球技大会(20) 大窪シゲキさん講演会・制服リユース展示会(24)	第3回(10)		ベルマーク週間(7~11) 第2回部会(25)			環境部会/いこいの広場整備(5) 西学区ふれあいミニフェスタ(13)	
12月		第4回(8)	「各地域部の選出方法等一覧」作成				健康づくり部会/第44回西学区ハイキング(4) 文化部会/門松づくり(25)	
1月	入学式説明会(25)	第5回(19)	第1回部会(16) 委員選出会・登校班編成についての案内配信(17) 委員選出会自己申告回答締切日(31)	インクカートリッジ発送(10・11)			新年互例会(1)	
2月	役員・委員選出会(2・3・5年→9) (1・4年→17)		第2回部会(7) 選出会の集会開催有無の案内配信(22) 選出会・第3回部会(24)	各自ベルマーク集計(8~17)	部会(1) 記事作成(10・15・21) 修正作業(27)		難聴・支援学級委員選出 役員・委員選出会(2・3・5年→9) (1・4年→17)	環境部会(8) 文化部会(14)
3月	卒業式(20) 離任式(24)	第6回 書面決議(審議9)		ベルマーク発送(23)	すずかけ 第1号発行		環境部会/いこいの広場整備(4) 西公民館清掃・通報避難訓練(25)	
年間			毎月1日・15日 登下校見守り 「子ども110番の家」 下校時刻一覧表配付			安全部会/児童の見守り 環境部会/エコ活動		

	会長(統括)・本部	会長(渉外担当)
4月	新入生委員選出会(7) 役員会(13) 資料作成・印刷等(3・6・13・15・19) 総会審議(28→延期)	西学区まちづくり推進委員会 運営委員会(みなし総会)(9) 市P連 小学校部会 PTA会長会(25)
5月	総会審議(19) 資料作成・印刷(27)	市P連 定期総会(25)
6月	役員会(10・28) 専門部部長・副部長選出連絡(22) 資料作成・印刷等(3・16・21・23・28・29・30)	第1回城北中学校区 学校関係者評価会議(1) 県P連 会長研修会(2) 城北ブロック協議会 定期総会(書面)(2) 西学区まちづくり推進委員会 文化部会(22)
7月	印刷(1) 西学区盆踊り大会準備(4・12) 広報部部長決め(7) 第1回理事会(14) 西学区盆踊り大会 夜店チケット準備(20) 西学区盆踊り大会 夜店チケット配付(26)	西学区まちづくり推進委員会 盆踊り打合せ(19) 西公民館運営委員会(20) 自主防災協議会 役員総会・研修会(27)
8月	西学区盆踊り大会 チケット返金作業(2) 西学区盆踊り大会(7→中止) 役員会(リモート)(30)	福山教育フォーラム(zoomによるオンライン)(2) 本庄コミュニティセンター運営協議会(2) 西学区まちづくり推進委員会主催盆踊り大会 夜店出店(7→中止) 西学区まちづくり推進委員会 理事会(17)
9月	「広島の中で叫ぶ」オオクボックスと考える子ども中心の地域づくり参加(10) 西学区ふれあいミニフェスタ 資料作成・景品確認(12) 資料作成・印刷(26・27・29) 第2回理事会(29→中止) 役員会(リモート)(29)	西学区ふれあいミニフェスタ 第1回総務委員会(6) 西学区ふれあいミニフェスタ 第2回総務委員会(15) 西学区まちづくり推進委員会 安全マップ作り(24) 西学区まちづくり推進委員会 運営委員会(26) 西学区ふれあいミニフェスタ 第3回総務委員会(26) 市P連 小学校部会 会長意見交換会(30)
10月	資料作成・印刷等(18・19・25・29) 講演会打合せ・役員会(29)	西学区ふれあいミニフェスタ 第4回総務委員会(4) 通学路合同点検(11) 第2回 城北中学校区 学校関係者評価会議(25)
11月	市内一斉あいさつ運動(1) 第3回理事会(10) 西学区ふれあいミニフェスタ(13) 市P連 ブロック協議会別親善球技大会(20) 大窪シゲキさん講演会・準備(24) 制服リユース展示会・準備(24) 資料作成・印刷等(3・4・9・10・12・14～18・21・22・24・25・29・30)	市P連 市内一斉あいさつ運動(1) 西学区ふれあいミニフェスタ 第5回総務委員会(4) 西学区ふれあいミニフェスタ 景品準備(9) 西学区ふれあいミニフェスタ 準備(12) 西学区まちづくり推進委員会 西学区ふれあいミニフェスタ(13) 市P連 ブロック協議会別親善球技大会(20)
12月	第4回理事会(8) 役員会(20) 資料作成・印刷等(1・2・5・6・8・9・12・13・15～17・20・22・26・27)	県P連 会員研修会(3) 西学区まちづくり推進委員会 文化部会 門松づくり(25)
1月	まちづくり 新年互例会(1) 役員会(12) 役員・委員選出会アンケート集計(19) 第5回理事会(19) 新入生説明会(25) 資料作成・印刷等(5・10・11・13・16・17・19・20・24～26・30・31)	まちづくり 新年互礼会(1)
2月	市P連 会員研修会(3) 大窪シゲキさん打合せ(4) 役員・委員選出会 2・3・5年(9) 役員・委員選出会 1・4年(17) 役員会(21) 資料作成・印刷・準備等(2・3・5・8・9・10・13・15・17・20・24・25・27・28)	西学区まちづくり推進委員会 文化部会(14) 本庄コミュニティセンター運営協議会(20) 第3回 城北中学校区 学校関係者評価会議(21)
3月	新年度役員顔合わせ(7) 第6回理事会(書面決議)/審議(9) 役員会(9) 卒業式(20) 離任式・会計締め(24) 西学区青育協・紙芝居(30) 資料作成・印刷等(1～3・6・7・9・15・28・29)	西学区まちづくり推進委員会 理事会(15)
4月	資料作成・印刷等	西学区まちづくり推進委員会 運営委員会(6)

2022年度（令和4年度）PTA一般会計決算書

福山市立西小学校PTA

収入の部

科目	2022年度 予算額	2022年度 決算額	予算比	増△減▲	備 考
繰越金	284,616	284,616			前年度繰越金
会 費	1,216,800	1,181,880	▲	34,920	PTA会費300円×12ヶ月×（家庭数+職員数）
雑収入	20,000	16,262	▲	3,738	市P連・県P連総合保障制度配当金、還付金等
預金利息	0	0			利息
合 計	1,521,416	1,482,758	▲	38,658	

支出の部

科目	2022年度 予算額	2022年度 決算額	予算比	増△減▲	備 考	
P T A 活 動 費	学年・ 学級部費	60,000	0	▲	60,000	PTC活動
	専門部費	10,000	1,354	▲	8,646	専門部活動費
	活動推進費	30,000	0	▲	30,000	PTA参加・関連行事費用、その他
	総務費	50,000	73,095	△	-23,095	事務用品、消耗品（印刷機インク・マスター）、 用紙、その他
小 計	150,000	74,449	▲	75,551		
教 育 活 動 費	児童活動費	30,000	4,180	▲	25,820	クラブ活動、教材・写真ニュース、 児童会活動、その他
	活動推進費	200,000	291,035	△	-91,035	教育講演会謝礼、講師謝礼、教材教具、その他
	環境整備費	500,000	458,863	▲	41,137	園芸費、プール関係、修繕費、 体育館モップリース、ひな壇、その他
	行事費	100,000	106,664	△	-6,664	入学式、運動会、入学説明会、卒業式、その他
	総務費	10,000	18,210	△	-8,210	保護者用名札等、その他
小 計	840,000	878,952	△	-38,952		
各種負担金	160,000	142,496	▲	17,504	市P・県P会費、ブロックP負担金、 まちづくり負担金	
各種補助金	40,000	20,000	▲	20,000	難聴学級・特別支援学級への補助金	
記念慶弔費	50,000	18,935	▲	31,065	慶弔規定によるもの	
図書費	150,000	50,536	▲	99,464	図書、ブックコート、その他	
予備費	131,416	0	▲	131,416		
小 計	531,416	231,967	▲	299,449		
合 計	1,521,416	1,185,368	▲	336,048		

収入総額	—	支出総額	=	差引残額
1,482,758	—	1,185,368	=	297,390

差引残額については、次年度へ繰り越します。

2023年（令和5年）3月31日

福山市立西小学校 教頭 吉山 典雄



2022年度（令和4年度）PTA特別会計決算書

福山市立西小学校PTA

収入の部

項 目	決 算 額	備 考
前年度繰越金	194,418	前年度繰越金
西学区盆踊り大会出店収益金	0	
新入学児童用名札売上金	6,200	1年生より
名札売上金	0	
利 息	0	
合 計	200,618	

支出の部

項 目	決 算 額	備 考
西学区盆踊り出店準備品買取	26,400	新型コロナウイルス感染症感染拡大を受け、急遽中止のため
合 計	26,400	

収入総額		支出総額		差引残額
200,618	—	26,400	=	174,218

差引残額については、次年度へ繰り越します。

2023年（令和5年）3月30日 福山市立西小学校 教頭 吉山 典雄






2022年度（令和4年度）
西小学校 PTA 会計監査報告

2022年度（令和4年度）西小学校 PTA 一般会計並びに特別
会計の監査を次の通り厳密に行った結果、記帳整理・保管が正確、
適正であったことを認めます。

記

- 1 監査日時 2023年（令和5年）3月30日（木）
14:00～15:00
- 2 監査内容 会計帳簿・通帳並びに会計書類全般

2023年（令和5年）3月30日

西小学校 会計監査 西村 菜摘 
PTA 会計監査 尾前 洋子 
矢田貝 直子 

第5号議案

2023年度（令和5年度）役員選任に関する件

《2023年度（令和5年度）PTA本部役員／会計監査委員（案）》

会長（統括）	松山 郁子
会長（渉外担当）	多田 裕子
筆頭副会長（会長補佐）	藤本 里恵
副会長（会長補佐）	遠藤 小百合
副会長（会長補佐）	田中 利奈
副会長（会長補佐）	若井 由子
副会長（会長補佐）	曾我 一夫／曾我 真由子
副会長（渉外）	佐野 一之／佐野 利江
書記	三浦 千裕
書記補佐	伊藤 美由紀
会計	丸山 美智子
会計補佐	河本 しほり

【会計監査委員】	十亀 奈奈
※本部役員退任者より選出	田中 恩美

会長(統括)	会長(渉外担当)
西小学校PTAを統括	市PTA連合会 常任理事(輪番制の為、5年に一度 次回2026年)
本部役員の取りまとめ	市PTA連合会 委員会(輪番制の為、5年に一度)
本部役員会運営責任者	市PTA連合会 小学校会長会
理事会運営責任者	城北ブロック協議会 会長(輪番制の為、5年に一度)
学校との連携・協議	城北ブロック協議会
関係各所との調整	西学区まちづくり推進委員会 運営委員 理事
放課後児童クラブ	西学区まちづくり推進委員会 文化部会 担当運営委員
西学区青少年育成員	西学区の福祉を高める会 理事
	福山市西交流館運営委員会 委員
	西交流館本庄コミュニティセンター運営協議会 運営委員
	西学区自主防災協議会 団体長
	西学区体育会 本部役員 参与
	城北中学校区学校関係者 評価委員
	西学区青少年育成員

第6号議案 2023年度（令和5年度）行事計画案に関する件

	学校行事	PTA行事／関連行事		理事会
		校内	渉外	
4月	入学式(7) 参観日・懇談(21)	PTA定期総会／書面決議 (審議21)	西学区まちづくり推進委員会総会(28) 市PTA連合会小学校部会・PTA会長会 (25)	
5月	遠足(1) 参観日(15) 5年宿泊学習(25・26)		西学区まちづくり推進委員会各部会(20) 市PTA連合会定期総会(29)	第1回(18)
6月	スポーツエイト(6)		第1回学校関係者評価者会議(1) 県PTA連合会総会・会長研修会(2)	
7月	4年平和学習(21)		西交流館運営委員会(未定)	第2回(6)
8月	水泳記録会(6年希望者)(4)	西学区盆踊り大会(6)	西学区盆踊り大会(6) 日本PTA全国研究大会/中国ブロック研 究大会<広島>(25・26) 西交流館本庄コミュニティセンター運営協 議会(開催時期変更予定)	
9月	参観日(15)			第3回(28)
10月	1～5年社会見学(5) 6年修学旅行(5・6) 音楽発表会(28)		第2回学校関係者評価者会議 (25)	
11月	陸上記録会(6年希望者)(11)	市内一斉あいさつ運動(1)	市内一斉あいさつ運動(1) ブロック協議会別親善球技大会(19) 西学区防災訓練(未定) 西学区ふれあいミニフェスタ(開催未定)	第4回(30)
12月			全小・中学校PTA会員研修会(2)	
1月	入学説明会(24)		新年互礼会(1)	第5回(18)
2月	参観日(低学年)(9) 参観日(高学年)(16)	役員・委員選出会 低学年(9)高学年(16)	第3回学校関係者評価者会議(20)	
3月	卒業式(19) 離任式(25)	地域部委員選出会(未定)		第6回(7)

◇◇◇◇ その他の活動 ◇◇◇◇

各学年 P T C 活動／地域部・登下校見守り活動／文化部・ベルマーク活動／広報部・広報紙すずかけ発行

城北ブロック協議会／福山市 P T A 連合会／広島県 P T A 連合会

西学区まちづくり推進委員会／福山市青少年育成連盟／放課後児童クラブ保護者会

西小学校 P T A 主催の各行事の内容及び日程等は、理事会で協議の上決定し、会員の皆さまにご報告いたします。

※行事につきましては、社会情勢に応じて変更/中止の可能性もありますのでご了承の程お願い申し上げます

2023年度（令和5年度）PTA一般会計予算（案）

福山市立西小学校PTA

収入の部

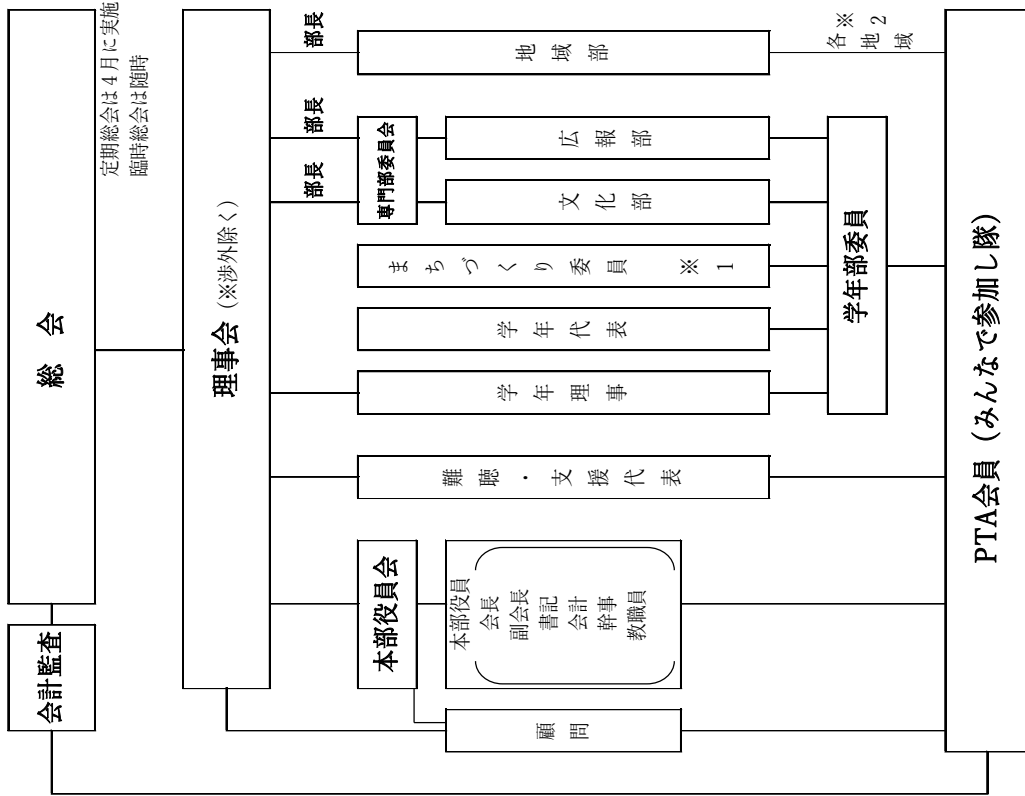
科目	2022年度 決算額	2023年度 予算額	決算比	増△減▲	備考
繰越金	284,616	297,390	△	12,774	前年度繰越金
会費	1,181,880	1,116,000	▲	-65,880	PTA会費300円×12ヶ月× (家庭数280+職員数30)
雑収入	16,262	20,000	△	3,738	市P連・県P連総合保障制度配当金、還付金等
預金利息	0	0			
合計	1,482,758	1,433,390	▲	-49,368	

支出の部

科目	2022年度 決算額	2023年度 予算額	決算比	増△減▲	備考	
PTA活動費	学年・学級部費	0	60,000	△	60,000	PTC活動
	専門部費	1,354	30,000	△	28,646	専門部活動費
	活動推進費	0	30,000	△	30,000	PTA参加・関連行事費用、その他
	総務費	73,095	60,000	▲	-13,095	事務用品、消耗品（印刷機インク・マスター）、用紙、その他
小計	74,449	180,000	△	105,551		
教育活動費	児童活動費	4,180	20,000	△	15,820	教材・写真ニュース、児童会活動、その他
	活動推進費	291,035	300,000	△	8,965	教育講演会謝礼、講師謝礼、教材教具、その他
	環境整備費	458,863	150,000	▲	-308,863	園芸費、プール関係費、修繕費、体育館モップリース、 児童学習活動関連環境整備、その他
	行事費	106,664	110,000	△	3,336	入学式、運動会、六送会、卒業式、その他
	総務費	18,210	20,000	△	1,790	保護者用名札、文房具等、その他
小計	878,952	600,000	▲	-278,952		
各種負担金	142,496	150,000	△	7,504	市P・県P会費、ブロックP負担金、まちづくり負担金	
各種補助金	20,000	30,000	△	10,000	難聴学級・特別支援学級補助金	
記念慶弔費	18,935	30,000	△	11,065	慶弔規定によるもの	
図書費	50,536	100,000	△	49,464	図書、ブックコート、図書整備・管理、その他	
予備費	0	343,390	△	343,390	西小創立150周年記念事業積立含む	
小計	231,967	653,390	△	421,423		
合計	1,185,368	1,433,390	△	248,022		

※予備費の執行については、実際に支出する科目に振り替えて行うこととする。

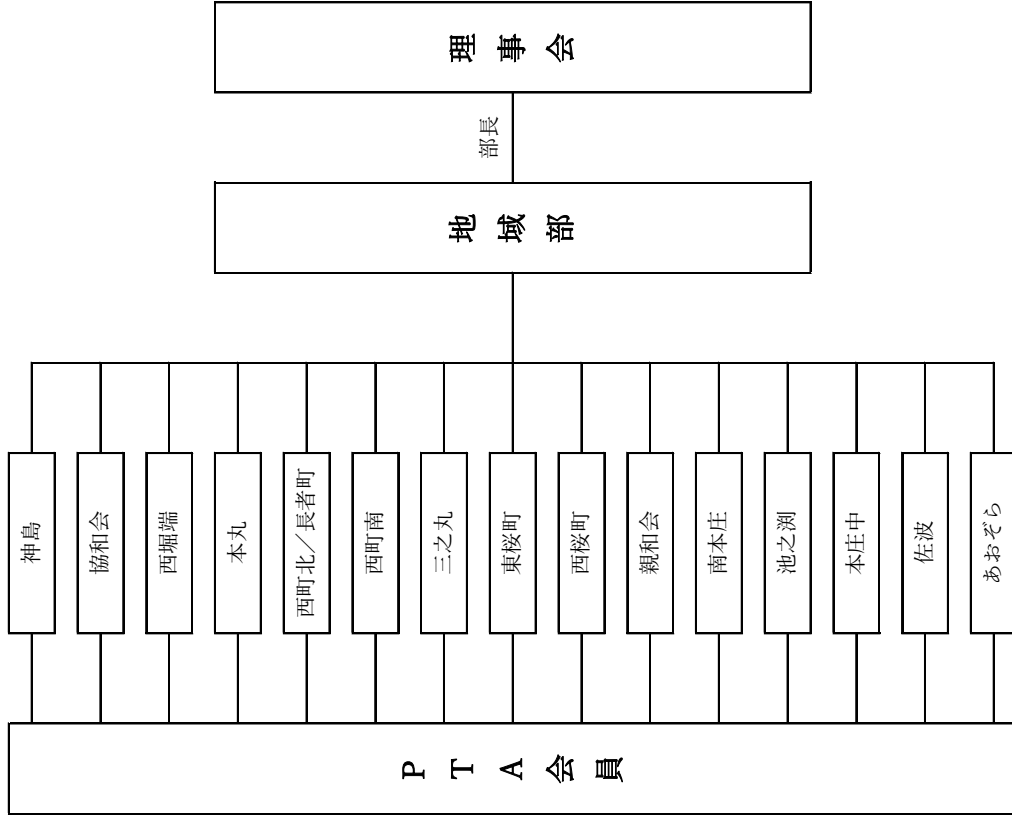
福山市立西小学校 P T A 組織図



※1 まちづくり委員・・・西学区まちづくり推進委員会への出向委員
(健康づくり部会, 環境部会, 安全部会, 文化部会, 総務部会)

※2 地域部委員・・・各地域について組織図参照

福山市立西小学校 P T A / 地域部組織図



※地域部委員 各1名/補佐 各1名 各地域より選出します。
選出された委員の中から、部長を選定します。
地域部長は、理事会の理事となります。

福山市立西小学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 この会は、福山市立西小学校PTAと呼びます。

第2条 この会の事務局は、福山市立西小学校におきます。

第2章 目的と方針

第3条 この会は、会員相互の教養を高め、理解と協力により児童の幸福をはかり、教育環境の整備、福祉を推進することを目的とします。

第4条 この会は、前条の目的を本旨とする民主団体として、次の方針で活動します。

1. この会の目的に合った活動をしている他の団体や機関と協力します。
2. 特定の政党や宗教にかたよったり、また専ら営利を目的とした活動はしません。
3. 自主的活動を重んじ、外部からの支配や干渉を受けません。
4. この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別途定めた「福山市立西小学校PTA個人情報取扱規定」に基づき、適正に運用するものとします。

第3章 活 動

第5条 この会は、前章の目的をとげるために次の活動を行います。

1. 会員のための学習活動
2. 家庭・学校・社会における児童の生活環境を一層よくするための活動
3. 児童の福祉増進や保健衛生状態の改善
4. 家庭と学校の密接な連絡による児童の生活補導活動
5. 会員相互の親睦を増し、会の組織を強化するための活動
6. その他、この会の目的をとげるために必要な活動

第4章 会 員

第6条 この会は次のものを会員とします。

1. 西小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者
2. 西小学校に在籍する教職員

第5章 会 計

第7条 この会に必要な経費は会費・その他の収入をもってあて、会費をもってあてるものを一般会計とし、その他の収入をもってあてるものを特別会計とします。

第8条 この会の会費は、一会員月額300円、年額3600円とします。

第9条 この会の会計は次のとおり行います。

1. この会の一般会計は、総会で議決された予算にもとづいて行います。但し、理事会の承認を得て予算内での科目の流用をすることができます。
2. 特別会計は、理事会の承認を得て執行し、総会に報告します。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得るものとします。

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第6章 役 員

第12条 この会は次の役員をおきます。

本部役員

会長	2名（統括1名、渉外担当会長1名）
副会長	4名
書記	1名
書記補佐	1名
会計	2名（内1名は教頭とする）
会計補佐	1名
教職員代表	1名
幹事	若干名

第13条 役員の任期は原則として2年とし、毎年半数ずつ改選するものとします。但し特別な場合にはこの限りではありません。

第14条 役員は役員選任規定に定めるところにより選出し、総会の承認を得て決定します。

第15条 役員は次の任務にあたります。

1. 会長2名は、統括、渉外担当会長に分かれて任務にあたります。
会長（統括）は、この会を代表し、会務を統括します。また渉外担当会長と連携し、活動します。
渉外担当会長は、市P連等、学校外の団体からの要請への対応を主に行い、会長（統括）をサポートし、活動します。

2. 副会長4名は、会長補佐（2名）、渉外、理事会運営に分かれて任務にあたります。副会長（会長補佐）は、会長（統括）（渉外担当会長）を補佐し活動します。副会長（渉外）は、福山市PTA連合会からの要請に対応します。副会長（理事会運営）は、理事会の司会、書類の確認等を行います。
3. 書記は、この会の文書事務をします。
4. 会計は、この会の会計を掌り、監査を受けて決算報告をします。
5. 幹事は、この会の会務の記録や、この会の運営を助けます。

第7章 顧問

第16条 この会は顧問を置くことができます。

1. 顧問は役員会が推薦し理事会にて承認します。
2. 顧問は役員等の相談に対応するとともに、役員から依頼のある会議に出席し、意見を述べることができます。
3. 任期は年度末までとします。
4. 但し、顧問は再任することができます。

第8章 委員

第17条 この会は次の委員をおきます。

1. 学年部委員

学年理事	各学年1名
学年代表委員	各学年2名
まちづくり委員	各学年1名
専門部委員	
文化部委員	各学年2名、教職員より1名
広報部委員	各学年2名、教職員より1名
2. 難聴学級代表 1名、支援学級代表 1名
3. 会計監査委員

会計監査	3名（内教職員 1名）
------	-------------

第18条 委員は委員選任規定に定めるところにより選出し、委員の任期は1年とします。

第19条 委員は次の任務にあたります。

1. 学年部委員、専門部委員、教職員代表は、この会の企画運営にあたります。
2. 学年理事及び難聴学級代表・支援学級代表は理事会に出席し、学年部及び難聴学級・支援学級との情報伝達を主な仕事とします。
3. 学年代表委員は行事の企画・運営の代表者として他の委員や係のまとめ役をします。

4. まちづくり委員は、西学区まちづくり推進委員会への出向委員となります。各部会（健康づくり部会・環境部会・安全部会・文化部会・総務部会）に所属し、活動することを主な仕事とします。
5. 専門部委員は、各部会（文化部・広報部）に所属し、活動することを主な仕事とします。
6. 会計監査委員は、この会の会計を監査し、総会に結果を報告します。

第9章 地域部

第20条 この会は次の委員をおきます。

地域部委員

- 各地域より1名、補佐1名
- 教職員より1名

第21条 委員は地域部選任規定に定めるところにより選出し、任期は1年とします。

第22条 委員は次の任務にあたります。

1. 地域における児童の交通安全等、校外生活指導
2. こども110番の登録者への連絡・調整
3. その他必要な活動

第10章 会 合

第23条 この会は総会、理事会、本部役員会、学年部会、専門部会、地域部会、特別委員会を設けます。

第24条 総会

1. 総会の形式は、原則対面とします。
2. 総会はこの会の最高議決機関で、定期総会は年1回、年度初めにひらきます。臨時総会は理事会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上が請求したとき、会長が招集します。
3. 会長が必要と認めた場合、もしくは総会開催が困難な場合、書面決議も可とします。書面総会を行う場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行います。
この場合において、会員数の2分の1の議決権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議決はその過半数で決するとします。
4. 総会での議決は、出席者の過半数を必要とします。

5. 総会では概ね次のことを審議します。
 - (1) 事業計画
 - (2) 決算および予算の審議承認
 - (3) 役員の承認・決定
 - (4) 会則・規定の改正、経過報告
 - (5) その他

第25条 理事会

1. 理事会の形式は、原則対面とします。会長が必要と認めた場合、もしくは理事会開催が困難な場合、書面決議も可とします。
2. 理事会は、会長(統括)・副会長・書記・書記補佐・会計・会計補佐・幹事・学年理事・各専門部長・難聴学級代表・支援学級代表・校長・教頭・教職員代表をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として、次のことを行います。

※会長(渉外担当会長)を除く

- (1) この会の目的達成に必要な活動の企画運営及び調査・研究
- (2) 総会に提出する議案の審議
- (3) 本部役員会及び各部会から提出された事項の審議・処理
- (4) 特別会計に関する審議
- (5) 本部役員及び会計監査に欠員が生じた場合の審議
- (6) 規定の改正
- (7) その他、会員から委任された事項の審議・処理

第26条 本部役員会

1. 本部役員会は、次のことを行います。
 - (1) 年間活動計画の作成
 - (2) 理事会に提出する議案の起案
 - (3) 専門部が所管する活動以外の事務処理と各専門部との連絡調整
 - (4) 各部会、理事会に属さない案件の処理
 - (5) 対外的なPTA行事の参加
2. 緊急な問題により総会又は理事会を招集することが困難な場合は、ここにおいて審議・決定します。ただし、後日総会又は理事会に報告し承認を得るものとします。

第27条 学年部会

1. 学年部会は、全員係制のもと会員全てが各係活動に積極的に参加し推進する、本会の活動母体となります。
2. 学年代表は、必要に応じて学年集会を開き、児童の学校生活の向上、学校教育の進展に協力します。

第28条 専門部会

1. 各部長は、必要に応じて部会を開き活動することができます。
2. 文化部会は、会員相互の教養を高め、親睦をはかります。また、児童の福利厚生を増進し、学校保健等が十分な効果をあげるようにつとめます。
3. 広報部会は、PTA活動推進のための各種の広報活動を行います。

第29条 地域部会

1. 部長は、必要に応じて部会を開き活動することができます。
2. 地域部会は、児童の安全意識・向上に努め、交通安全指導や、登下校の安全指導を行います。
3. 各地域との連絡・調整にあたります。

第30条 特別委員会

1. 必要がある場合、会長は理事会の承認を得て、特別委員会を設けることができます。また、特別委員会は、設置の主旨にそって活動します。

第11章 会則・規定の改正

第31条 この会則・規定は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができます。ただし、規定については、書面またはこれに準ずる方法で、全会員の3分の2以上の賛成により議決することもできます。この場合は、次の総会にて報告することを要します。

<附則> この会則は、2000年4月21日より施行します。

2011年4月	・・・	一部改正	
2015年4月	・・・	一部改正	
2016年4月	・・・	一部改正	
2018年1月	・・・	第2章 第4条 第4項	追加
		第4章 第6条	一部改正
		第6章 第12条～第15条	一部改正
		第7章～第9章	追加
		第10章 第24条～第30条	一部改正
		第11章	一部改正
2019年4月	・・・	第10章 第25条	一部改正
2021年4月	・・・	第6章 第12条・第15条	一部改正
		第10章 第24条・第25条	一部改正
2022年4月	・・・	第6章 第15条	一部改正
		第10章 第25条	一部改正

福山市立西小学校 P T A 慶弔規定

- I. 本規定は P T A 会員の親睦を図り、吉凶慶弔を共にするための細則として規定します。
- II. 教職員の転退任の場合は、記念品を贈呈します。
- III. 会員及びその家族に死亡があった時は、次の規定によって香料を贈り、会葬します。
 - (1) 会員本人 金五千円也 (※弔電を打つ)
 - (2) 児童 金五千円也 (※弔電を打つ)
 - (3) 教職員の一親等 . . . 金五千円也 (※弔電を打つ)
- IV. 特別の事情がある場合は、会長・副会長で協議決定し、理事会に報告します。

<附則> この規定は、2000年4月21日より施行します。
2018年1月 一部改正

福山市立西小学校 P T A 個人情報取扱規定

(目的)

- I. この個人情報取扱は、福山市立西小学校 P T A (以下「この会」) が取得・保有する個人情報の適正取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とします。

(指針)

- II. この会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行います。活動においても個人情報の保護につとめ、要配慮個人情報は取り扱わないものとします。

(周知)

- III. 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知します。

(利用目的)

- IV. この会では個人情報を次の目的のために利用します。
 - (1) 会費請求、管理等のための連絡
 - (2) 文書等の送付
 - (3) この会の役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

V. この会が取り扱う個人情報及び利用の同意について P T A 会長に提出された次の事項とします。

氏名・電話番号・その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

VI. 1 会員は、取得に同意をした場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができます。

2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除します。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替えます。

(管理)

VII. 1 個人情報は、この会が適正に管理します。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄します。

(第三者提供の制限)

VIII. この会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することはできません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(保管及び持ち出し等)

IX. 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、適切な状態で保管することとします。

(1) 学外に持ち出す場合には、P T A 会長の許可を必要とします。

(2) 記録媒体へ書き込む場合は、P T A 所有のものに限定します。

(3) ファイルにはパスワードをかけるなど、流出を防ぐ為に必要な対策を講じ、適正に管理します。

<附則> この会則は、2018年1月15日より施行します。

2021年4月一部改正・追加

インターネット運用に関する規定

(目的)

- I. 本規定は、福山市立西小学校PTA(以下「この会」)におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとします。

(利用目的)

- II. 会員、関係者の個人情報の保護等に努め、この会の活動における情報共有を図るため、インターネットを有効に活用します。また、以下に掲げるような事項をねらいとしてインターネットを利用することができます。この他に新たな事項が発生した場合は、理事会にて協議します。
 - (1) PTA活動の円滑化のため、情報の共有、発信、収集を行います。
 - (2) 会員が、電子メール等を利用して、情報の提供及び収集を行います。
 - (3) 地域との連携を推進するために、質問や意見等を受け付けます。

(管理)

- III. この会は、管理責任者、管理補助者、取扱責任者をおきます。
 - (1) 管理責任者は、PTA会長とします。
 - (2) 管理補助者は、副会長をもってあてます。管理責任者の指示により活動します。
 - (3) 取扱責任者は、書記をもってあてます。管理責任者及び管理補助者の指示により活動します。
- IV. 以下に掲げるような事項を行います。
 - (1) PTA会議室に設置されているPCの管理
 - (2) PCのセキュリティに関する監視と調査
 - (3) 個人情報の保護
 - (4) 人権尊重上の配慮、著作権の保護等の管理・監督
 - (5) 会員への周知
 - (6) 学校との連携

(ホームページの利用)

- V. この会からの案内等の公開は西小学校のホームページ(以下、「西小HP」)上で行い、この会の公的名称を利用し、管理責任者名を明示します。
 - (1) 管理責任者は、適正な発信内容であることを事前に確認します。
 - (2) 西小HPには、本運用規程を掲載し、情報発信がこれらの規程に基づいたものであることを明記します。
 - (3) 西小HPに掲載した内容について、訂正又は削除の要請、著作権侵害の指摘等を受けた場合は、管理責任者の指示により速やかに対応します。
 - (4) 西小HPには、意見や感想、交流を求めるために、専用の電子メールアドレスを掲載します。

(個人情報の保護)

VI. 個人情報の取り扱いについては「福山市立西小学校PTA個人情報取扱規定」の通りとします。

- (1) インターネットで個人情報を送信する場合、会員の同意を得るものとします。その際、個人情報を発信する趣旨や問題点を十分に説明します。
- (2) 受信した個人情報を編集・加工、再発信は行いません。

(その他・禁止事項)

VII. 以下の事項を遵守します。

- (1) 発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮し、個人・団体を誹謗中傷する情報の送受信、法令に違反するもの、または違反する恐れがある行為をしてはならない。
- (2) 非合法的な情報や公序良俗に反する情報等の送受信をしてはならない。
- (3) セキュリティを侵害する行為をしてはならない。
- (4) 上記に定めるもののほかは、別途、管理責任者が定めます。

(免責事項)

VIII. 情報を公開するにあたり、正確性・完全性・有用性等についてでき得る限り精査しますが、インターネット利用に際して生じたいかなる損害に関しても、この会では責任を負いかねます。

〈付則〉本規定は、2022年4月28日より施行します。

《選任規定》

役員選任に関する規定

この規定は、会則第14条にもとづき、役員を選任に関する事項を定めます。

- I. 選出は3学期中に行います。
- II. 新2年生と新5年生からは各2名を選出、新3年生、新4年生からは各1名選出します。
- III. 役員は当該年度、委員・係・地域部の選出から除外されます。(兼任不可)
- IV. 新しく選出された役員と留任の役員との互選により役職を決めます。
- V. PTA会長に就任した者は、立候補を除き、以後の本部役員・地域部の選出から除外されます。
- VI. 本部役員を経験した者は、立候補を除き、以後の本部役員を選出から除外されます。
- VII. 本部役員を経験した者は、立候補を除き、役員在任中に在籍した児童に対しての委員・地域部の選出から除外されます。

委員選任に関する規定

この規定は、会則第18条にもとづき、委員を選任に関する事項を定めます。

■ 学年部委員

- I. 選出は3学期中に行います。
- II. 立候補を募り各学年より8名選出します。
- III. 新2年生～新6年生については、その進行は、選任時の委員が本部役員の助言のもとに行います。
- IV. 新1年生は入学式後、本部役員進行のもと保護者と協議して選出します。
- V. 当該年度、立候補を除き、役員・係・地域部の選出から除外されます。(兼任不可)
- VI. 専門部の部長・副部長は委員の中から互選します。その際、他の役員・地域部との兼任者は選出から除外されます。
- VII. 本部役員を経験した者は、立候補を除き、役員在任中に在籍した児童に対してのすべての委員の選出から除外されます。
- VIII. 委員を経験した者は、立候補を除き、該当する児童に対しての役員・委員の選任から除外されます。

■ 難聴学級代表・支援学級代表

- I. 選出は3学期中に行います。
- II. 全学年より各1名選出します。
- III. 当該年度、立候補を除き、役員・係・地域部の選出から除外されます。(兼任不可)
- IV. 本部役員を経験した者は、立候補を除き、委員の選出から除外されます。

■ 会計監査委員

- I. 任期終了の本部役員より選出します。
- II. この会の会計の監査をし、総会に結果を報告します。
- III. 当該年度、立候補を除き、役員・係・地域部の選出から除外されます。(兼任不可)

地域部選任に関する規定

この規定は、会則第21条にもとづき、地域部の選任に関する事項を定めます。

- I. 選出は3学期中に行います。
- II. 立候補を募り、地域毎に選出します。
- III. 当該年度、立候補を除き、役員・委員・係の選出から除外されます。(兼任不可)
- IV. 部長・副部長は地域部の中から互選します。その際、他の役員・委員との兼任者は選出から除外されます。
- V. 本部役員を経験した者は、立候補を除き、役員在任中に在籍した児童に対しての地域部の選出から除外されます。
- VI. P T A会長に就任した者は、地域部の選出から除外されます。
- VII. 地域部を経験した者は、立候補を除き、以後の地域部の選出から除外されます。

<附則> この選任規定は、2018年1月15日より施行します。